

電停ネーミングライツパートナー募集に係る企画提案競技 質疑応答一覧

令和4年6月21日

番号	受付日	質 問	回答日	回 答
1	6/8	【副呼称の取扱いについて】 副呼称の表示等は「正式名称(副呼称)」のように、正式名称に続けて行うとされているが、これを「副呼称(正式名称)」のように順番を入れ替えて表示・放送することは可能か。	6/15	副呼称であることから、国等に届け出ている正式名称の前に表示・放送することはできないものでございます。
2	6/8	【対象電停一覧について】 「電停ネーミングライツ対象電停一覧表（別紙1）」について、コロナ禍以前の乗降者数のデータを示してほしい。	6/15	新型コロナウイルス感染症による利用者の減少が生じる前である、令和元年度の乗降者数を「令和元年度 電停ネーミングライツ対象電停一覧表（別紙1-2）」に掲載いたします。
3	6/8	【応募資格について】 「電停ネーミングライツパートナー募集要項」の「7 応募資格」に「ア 法人等であること」とあるが、複数の法人で構成されるコンソーシアムでの応募は可能か。	6/15	「電停ネーミングライツパートナー募集」における「法人等」には、権利能力なき社団又は民法上の組合を含むこととしております。 ご質問の「複数の法人で構成されるコンソーシアム」は、上のうち民法上の組合に該当いたしますので、応募は可能でございます。 契約締結は、原則、当該コンソーシアムの全構成法人の連名で行うこととなりますので、応募につきましても全構成法人の連名で行っていただくようお願いいたします。
4	6/14	【設備等の設置について】 電停の待合環境改善のために照明器具等を設置した場合、電気料についてはネーミングライツパートナーが負担するものとするが、当該電気料算出のため、新たに電気を引き込む工事を実施してよいか。	6/21	照明器具等を設置する場合、作業が電車運行や利用者に影響を及ぼすおそれがあるため、ご提案の内容、工法及び作業時間等について、交通局と事前に協議していただきます。 協議の結果、お尋ねの工事等が必要となる場合は、ネーミングライツパートナーにおいて実施していただくことになります。 なお、当該工事等を交通局が請け負うことはできません。

令和4年6月21日

番号	受付日	質 問	回答日	回 答
5	6/14	【カメラ設置について】 ネーミングライツパートナーが設置した機器や掲示物などの状態を確認するために、カメラ等を設置することは可能か。	6/21	電停利用者の肖像権及びプライバシー権への配慮から、掲示物等の状態確認のためのカメラ等であっても設置することはできません。
6	6/14	【提案標準額について】 下限額を下回る額を提案した場合は失格とあるが、この場合において、再提案の機会是与えられないか。	6/21	提案における公平性を確保するため、失格となった場合の再度のお申し込みはできません。 (再度お申込みをする場合は、次期募集である3年後となります。)